



『献血で みんなに広げれ 元気の輪』

6/3

村献血推進協議会総会

平成 20 年
「愛の献血 福島県
キャンペーン標語
コンクール」より



▲10 回献血表彰を受ける
佐藤美幸さん（飯樋町）

表 彰 者（順不同・敬称略）

- ▽10 回 松下秀夫（草野）
佐藤美幸（飯樋町）
- ▽30 回 菅野朝美（宮内）

平成 20 年度の「村献血推進協議会総会」が役場会議室で開催され、平成 19 年度までに献血回数が 10 回ごとの節目を迎えた方へ、感謝状と記念品が贈られました。

今年の表彰者は、30 回献血の菅野朝美さん（宮内）をはじめ 3 人。総会では、表彰者代表として菅野朝美さん、佐藤美幸さんに会長（菅野村長）から、感謝状と記念品が手渡されました。

昨年度の協力者は 156 人（うち献血実施者 130 人）でした。同協議会では「今年度も多くの方にご協力をお願いしたい」と呼びかけています。



▲子育てサロンのようす

6/5

子育てサロンを開設

未来を担う子どもたちが、健康やかに育つために、村主任児童委員の長正サツキさんと佐藤まさ子さんが、幼稚園入園前の子さんを対象に「遊び」の場を提供し、子育てを支援する、育児サロンが 6 月 5 日よりスタートしました。



時に、「いちばん館」または「陽だまりの家」に親子で訪れ、お母さんの仲間づくりや、子ども同士が遊んだりできる自由な空間です。

参加されているお母さんからは、「村外から嫁ぎ、知り合いもなかったのが、育児の悩みを相談する友達ができて良かった。村内には、雨が降っても自由に遊ばせることができる場所がなかったのが大変うれしい」という声が聞かれ、開設以来大好評です。

子どもたちのびのび遊べ、なごり惜しうに帰る姿が印象的です。

子育てが初めての出産間近のお母さんも大歓迎です。

希望者は登録制になっています。初回のみ健康福祉課健康係（☎42-1619）までご連絡下さい。

統合診療所整備検討委員会

（第 2 回答申）

第 4 回委員会は 6 月 25 日に開催され、「統合診療所の基本的な機能について」の検討が行われ、「医療・保健・福祉」の 3 点について基本的な答申がされました。

1. 医療について

現在の通院診療（二次診療）を、医療機器の整備を行うことで、質の向上を図るとともに、診療所では対応できない入院治療や専門的な治療（二次診療）のできる病院との連携を図ることが提案されています。

さらに、現在、村ではあまりサービス提供のない在宅医療やリハビリテーションの分野も機能とすべきとしています。



▲第 4 回検討委員会のようす



▲菅野村長に答申をする
福島大学鈴木典夫委員長（右）

3. 福祉について

現在、活動中であるいいたて福祉会の事業と重複しない事業内容としたうえで、今後、必要となってくる在宅福祉サービスを充実していくべきとしています。

2. 保健について

現在、村で実施している、乳幼児健診、予防接種、学校健診などを担うことはもとより、さらに、これから重要となる生活習慣病対策として、運動を重視した予防事業に力を入れた機能を持たせるべきとしています。

今後は、村民が使いやすい診療所とするためには、どのようなことが必要かの検討をすることとしています。

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度のご案内

児童扶養手当

児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない児童が育てられている家庭の生活安定と自立を助けるために、児童の母や母にかわってその児童を養育している人に支給されます。

また、父と生計を同じくしていない、父の心身に一定の障がいがある場合には支給されます。

○手当を受ける手続き

役場健康福祉課の窓口で次の書類を添えて請求の手続きをしてください。

- ①児童扶養手当認定請求書（用紙は健康福祉課にあります）
- ②請求者と対象児童の戸籍謄本または抄本（外国人の方は登録済み証明書）
- ③請求者と対象児童が属する世帯全員の住民票

区 分	全 部 支給される者	一 部 支給される者
児童 1 人のとき	月額 41,720 円	所得に応じて 月額 9,850 円～ 41,710 円
児童 2 人のとき	児童が 1 人のとき	の額に 5,000 円を加算
児童 3 人以上のとき	3 人目から 1 人増すごとに	3,000 円を加算

- ④その他の必要書類
- ※②～④は、発行日から 1 カ月以内のもの。
- 手当の額

の写し

一部が支給停止されます。

特別児童扶養手当

障がいを持つ児童を扶養している親には、特別児童扶養手当が適用になります。詳しくは、健康福祉課健康係へお問合わせ下さい。

○現在、受給されている方へ

現在、児童・特別児童扶養手当を受給されている方で、対象児童が増えた、住所を変更した、証書を無くしたなどが発生した場合、速やかに役場健康福祉課まで届出をお願いします。届出が遅れますと、引き続き手当が受給できなくなったり、手当の返還を求められる場合があります。

お問合わせ

健康福祉課福祉係
（☎42-1620）